平成２９年（フ）第１２２２号
名古屋市西区新道２丁目３番11号
破産者　有限会社プランニングサクラ
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５０６号
名古屋市緑区南大高２丁目101番地　ケイズコート202号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市緑区大高町字西植松１番地の１（ケイズコート202号）
破産者　株式会社きよたミート
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５５３号
京都市西京区松尾大利町71番地の１
破産者　有限会社コア松尾
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９９５号
京都市北区紫野西藤ノ森町４番地４
破産者　有限会社メルカードふなおか
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９９６号
京都市北区紫野西藤ノ森町４番地４
破産者　船岡市場協同組合
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８４２号
神戸市北区道場町生野1172番地の955
破産者　有限会社ユニオンクロージング
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４号
石川県珠洲市宝立町鵜飼１字５番１号地
破産者　株式会社角谷工務店
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２９年（フ）第２９号
三重県南牟婁郡紀宝町井田2239番地１
破産者　仲　　紀士
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第３００号
岡山県和気郡和気町尺所129番地宮田団地１棟209号
破産者　矢田　雅之
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第９４６号
さいたま市緑区大字中尾3025番地１、旧住所さいたま市緑区原山３丁目５番11号
破産者　星　　庄三
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６７号
埼玉県蓮田市関山１丁目４番11号
破産者　大澤　基治
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９０号
静岡県駿東郡清水町徳倉1675番地の１　第２レジデンス　イシイ205、開始決定時の住所静岡県沼津市大平1439番地の５
破産者　鴻野　和仁
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２３４号
静岡県三島市大宮町２丁目８番５号　サーパスコジー大宮町102、開始決定時の住所静岡県三島市大場1086番地の288
破産者　河崎　　進
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４２８号
大阪府貝塚市北町１番９号
破産者　名畑　厚志
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４５７号
大阪府阪南市和泉鳥取766番地の１－302号、前住所大阪府阪南市石田609番地の９
破産者　谷口　浩和
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１６００号
札幌市白石区中央３条３丁目４番３－903号
破産者　東谷　正実
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８７１号
札幌市白石区本通11丁目南２番18号　第一宇野マンションＡ棟10号
破産者　宮野　拓哉
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９０７号
札幌市豊平区月寒西２条７丁目１番６－407号
破産者　昼間　敏朗
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３号
宮城県登米市迫町佐沼字南元丁88番地２　迫南元丁住宅17号
破産者　名生　弓子
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２９年（フ）第１０号
秋田県由利本荘市岩城六呂田字梅ノ木65番地
破産者　菅原　良美
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部